

平成 30 年度 鉱山保安に係る当部の取り組み

I 基本的な考え方

平成 30 年度は、第 13 次鉱業労働災害防止計画（計画期間：平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間）の初年度であり、当部は本計画の主旨を踏まえ、次の基本的な考えのもとと取り組むこととする。

1. 効果的・効率的な立入検査の実施等による鉱山保安法令の遵守徹底
2. 鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化による更なる保安レベルの向上
3. 災害等保安情報の提供及び九州地方鉱山保安表彰等を通じた保安意識の高揚
4. 鉱業関係団体との連携等による中小零細鉱山における保安レベルの底上げ

II 災害撲滅のための目標

鉱山災害の撲滅を図ることを最終目標とし、平成 30 年（暦年）はこの最終目標に向けて、当部の災害目標は次のとおりとする。

1. 死亡者 0 名
2. 罹災者（全体災害） 1 名以下
3. 罹災者（重篤災害） 1 名以下

<参考>

当部の第 13 次鉱業労働災害防止計画の目標

- ①罹災者数（全体）：第 12 次期間中の罹災者 6 名（度数率 0.41）に比し約 2 割減少させることを目標とし、第 13 次期間中の罹災者数を 5 名（度数率 0.33）以下とする。
- ②罹災者数（重篤）：第 12 次期間中の重篤災害の罹災者 6 名（度数率 0.41）を約 3 割減少させることを目標とし、第 13 次期間中の重篤災害の罹災者数を 4 名（度数率 0.27）以下とする。

III 立入検査

立入検査においては次の検査を行うとともに、災害等が発生した場合は特別検査等を行

い再発防止を図る。

1. 保安検査

検査重点項目は次のとおりとする。

- (1) 運搬装置災害の防止
- (2) 発破・飛石災害の防止
- (3) 捨石・表土・沈殿物等の発生状況及び処理状況

2. 鉱害等検査、その他検査

検査重点項目は次のとおりとする。

- (1) 粉じん作業環境（基準適合性及び管理状況）

<参考>

立入検査の種類は、次のとおり。

- 保安検査・・・鉱山の自主保安体制を確認する検査
- 鉱害等検査・・・坑廃水等の各種基準の適合状況を確認する検査
- その他検査・・・施設の管理状況を確認する検査等
- 特別検査・・・災害・事故が発生した場合の検査

IV 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進等のための支援、指導

鉱山保安マネジメントシステムの導入促進及び運用深化のため、次のとおり支援、指導を行う。

1. リスクアセスメント（現況調査）の充実のための支援

鉱山保安マネジメントシステムの根幹であるリスクアセスメントの充実のため、保安検査等において、施業案変更時等における現況調査の実施状況について確認するとともに、鉱山の状況に応じたきめ細かな助言を行う。

2. マネジメントシステム構築のための支援

継続的な保安水準の向上を目指し、地区保安対策協議会やメールマガジン、保安検査等を通じて、新しい自己評価方式の周知徹底を行うとともに、ワークショップ等の実績をもとに、有効な保安計画の作成等マネジメントシステムの構築に関する助言等の支援を行う。

特に、導入に遅れがみられる中小零細規模の鉱山に対しては、ガイドブック等の各種情報提供ツールを用いて、鉱山の状況に応じたきめ細かい助言を行う。

V その他

1. 広報

平成30年度の当部の取り組みの概要、保安統括者会議、鉱山保安表彰、全国鉱山保安週間、地方鉱山保安協議会等について、ホームページ、メルマガ、プレス発表により広報を行う。また、災害等情報の水平展開を実施するとともに、鉱山への調査、アンケート等を行い必要に応じて情報提供を行う。

2. 関係団体等と連絡を密にし、次の取り組みを行う。

- (1)九州地方鉱山保安表彰。
- (2)全国鉱山保安週間（7月1日から7日）における保安ポスターの鉱山等への配布、保安標語表彰及び保安講話
- (3)関係団体及び地区保安対策協議会に対する保安に関する情報の提供及び地域単位での情報交換の促進による中小零細規模鉱山の保安レベルの向上